23年11月号 (広告)

2011年11月1日発行 中国税理士会 倉敷支部会員 三宅孝治 三宅税理士事務所

(前シーエムエス 倉敷市中島2370番地14 TEL 086-466-1255 FAX 086-466-1288

第48号 発行担当者:山崎 亜紀

Progress~進步~

創業20周年を迎えて

いつも誠にありがとうございます。

税理士 経営学修士(MBA) 三宅孝治

おかげさまで、11月1日に創業20周年を迎えることが出来ました。この日を迎えることが出来ましたのも、お客様や多くの方々にお支え頂いたからだと思います。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。私が税理士を目指し、税理士試験に合格できたのが、昭和61年でした。税理士になると勉強を始めた当時は、税理士になって「何がしたい」という明確な目的や目標を、正直なところ持っていなかったように思います。これは、恥ずかしい限りのことなのですが、税理士になり、勤務させて頂きながら、少しずつ、税理士として皆様のお役に立てるには、「何をしなければならないか」「何がしたいのか」が確立できたように思います。

平成3年10月31日まで、お世話になっていた税理士事務所で勤務させて頂き、11月1日に出勤場所が「中島」に変わっただけの、1日も休まずの開業となったのです。不安もいっぱいの船出となりましたが、皆様のお力添えで、「今」があることに感謝の氣持ちでいっぱいです。

この20年間は、「お客様のお役に立ちたい」と強く想いながら仕事をさせて頂きました。

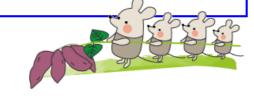
また、事務所内では、スタッフに助けてもらい、とても有難いことだと、こちらもとても感謝しています。今は、とにかく「お客様に安心して経営して頂けるように、そしてお客様がご繁栄され、皆様が幸せでいらっしゃること」が一番の願いです。これからも、全力で、仕事をしてゆきますので、叱咤激励をお願い申し上げます。

お客様のご繁栄、ご健康を心より、ご祈念申し上げます。

現在、当事務所では、お客様の利益計画書の作成のお手伝いを、毎月「Vision」という利益計画セミナーを開催させて頂いています。どうぞご参加下さいますようお願いいたします。

今月のテーマ:消費税の改正

消費税について2点改正がございますのでお知らせいたします。

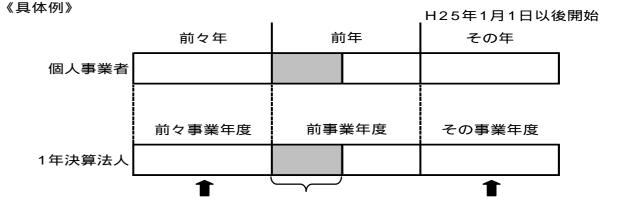


平成25年1月1日以降に開始する事業年度から消費税の<u>事業者免税点制度</u>における免税事業者の要件について、次のとおり見直しがされます。

現在、消費税の課税事業者である方には直接関係のない改正になりますが今後、新規に法人設立される方や事業を始められる方、課税売上高が1千万円以下の方には関係してまいりますので、注意が必要になります。

- 1、個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける 事業者のうち、次に掲げる<mark>課税売上高が1千万円を超える事業者</mark>については、事業者免税点制度を 適用しないこととします。
- (1) 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
- (2) 法人のその事業年度の前事業年度(7ヶ月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高
- (3) 法人のその事業年度の前事業年度が7ヶ月以下の場合で、その事業年度の前1年内に開始した 前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6ヶ月間の 課税売上高(当該前々事業年度が5ヶ月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)
- 2、1の適用に当たっては、事業者は1の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとします。
- 3、1に該当することとなった場合には、その旨の届出書を提出することとなります。

事業者免税点制度とは一定規模以下の事業者について、消費税の納税義務を免除する制度です。



基準期間 課税売上高又は給与 (課税売上1千万円以下) 総額1千万円超 課税期間 (課税事業者)

(2·/)

平成24年4月以降に開始する課税期間より仕入税額控除について一部改正されます。

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとされます。

ご不明な点がございましたら、当事務所までお氣軽にご連絡ください。

- < 元氣玉ユーザー会第二回全国大会 > -

10月7日(金)に元氣玉ユーザー会第二回全国大会に参加しました。当日は、スタッフが不在となり、ご迷惑をお掛けいたしました。

全国から集まった会計事務所が、名前の通り元氣会計人を目指す研修でした。 同じ志を持った全国の方々との研修を通してスタッフ全員が刺激を受けることができました。 今後も、お客様のお役に立てる事ができますよう事務所スタッフ一同、頑張ってまいりますので 宜しくお願い致します。





< Vision >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」

今月の開催日は11月17日(木)です。 今月の開催日は11月17日(木)です。 企業は継続することが一番難しく、老舗といわれる企業でも 1年として同じ年はなく経済環境、お客様のニーズ等の変化に 合わせた戦略を常に考え続けているからこそ今があると いわれています。

毎年、参加してくださるお客様も増えてこられました。 まだVisionにお越し頂いていないお客様、一度Visionに 参加してみませんか?

11月スケジュール>

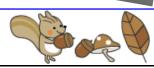
開催日	対象者	申込期限
11月17日(木)	10・11・12月決算法人様	11月4日(金)
12月8日(木)	11・12・1月決算法人様	11月24日(木)
1月19日(木)	12・1・2月決算法人様	1月6日(金)

<超かんたん 決算書の見方 考え方・活用法>

改訂版を発刊致しました。

決算書の見方から自社分析・経営計画書作成までわかりやすく解説しております。

担当者からお渡しさせていただきますので、 ぜひご活用ください。



38

			95 5 /
	10	木	*10月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
	17	木	*経営計画書作成セミナー:Vision
			*9月決算法人の確定申告・納付期限
	30	水	*3月決算法人の中間申告・納付期限
			*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の6・12月決算法人)